

川崎市税告示第3号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の6第3項の申出により、「川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について」（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条第4項の規定により告示します。

令和7年6月13日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト （川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号）	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金	令和2年6月23日から 令和7年6月22日まで
---	---------------------------	----------------------------

」

を

「

特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト （川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号）	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金	令和7年6月23日から 令和12年6月22日まで
---	---------------------------	-----------------------------

」

に改める。